

指定特定相談支援事業所

指定障害児相談支援事業所

契約書

社会福祉法人 福 栄 会

事業所名：品川区南品川障害児者相談支援センター

事業所番号 1330901438

1370900282

指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業契約書

利用者（代理人を含む） _____ 様（以下、「利用者」という。）と品川区南品川障害児者相談支援センター（以下、「事業者」という。）は、事業者が障害児者に対して行なう「サービス利用計画」及び「障害児支援利用計画」（以下、「サービス利用計画等」という。）作成について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し障害者総合支援法・児童福祉法及び関連法令の趣旨に従い、利用者が能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、「サービス利用計画等」を作成するとともに、その計画に従って適切なサービスが提供されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の支援を行ないます。

第2条（契約期間）

この契約期間は令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定相談支援及び指定障害児相談支援（以下、「特定相談支援等」という。）の期間とします。

2 契約満了時の30日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申出がない場合、かつ利用者の支援機関終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条（サービス利用計画等立案の支援）

事業者は、担当職員に次の各号に定める事項を担当させ、サービス利用計画等を作成し支援します。

1 指定特定相談支援等の提供に当たっては丁寧に、利用者及び必要に応じその家族にサービスの提供方法等、理解しやすいように説明します。

2 サービス等利用計画等の作成に当たっては適切にサービスが選択できるよう、地域の指定障害福祉サービス事業者等のサービス内容、利用料等の情報を利用者及び必要に応じその家族にお知らせし、サービスの選択を求めます。

3 サービス利用計画等の作成に当たり、利用者及びその家族の意向を踏まえ、利用者が自立した日常生活ができるよう支援すべき課題を把握するため、利用者の居宅を訪問し利用者及び必要に応じその家族に面接します。

4 利用者の希望及び把握した課題を踏まえ、利用者が目標とする生活、利用者及び家族の意向を踏まえた具体的な目標、利用者及び指定障害福祉サービス事業者等が目標を達成するための支援内容ならびにその期間等を記載したサービス利用計画等の原案を作成します。

5 サービス利用計画等の原案にある指定障害福祉サービス等について、その給付

の対象になるか否か、また内容や利用料等について利用者及び必要に応じその家族に説明し、利用者から文書による同意を得ます。この場合サービス利用計画等の写しを利用者に交付します。

第4条（経過観察・計画の変更等）

事業者は、サービス利用計画等の作成後、次の各号に定める事項を相談支援専門員に担当させます。

1 サービス利用計画等の実施状況の把握を品川区が定めた月に実施（利用者の継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス利用計画等の変更、福祉サービス等を行う者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。また事業者は、利用者がサービス利用計画等の変更を希望する場合には速やかにその検討を行います。

2 事業者はモニタリングに当たっては、利用者等、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、少なくとも、品川区の定める月ごとに利用者宅を訪問し、利用者等の面接を行い、その結果を記録し保存します。

3 事業者は、利用者が受けるサービス利用状況について利用者からサービス利用について苦情等の相談を受け、必要に応じてサービスを点検し、関連機関と連絡調整を行います。

第5条（給付管理）

事業者は、サービス利用計画等の後、その内容に基づき毎月給付管理表を品川区に提出します。

第6条（障害支援区分認定の申請に係る支援）

事業者は、利用者の障害支援区分認定等の手続きが円滑に行なえるよう利用者を支援します。

第7条（サービス提供の記録及び保管）

事業者は、作成した「サービス利用計画等」及び記録等の書面をこの契約終了後5年間保存します。

2 利用者は、別に定める規定により、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス提供に関する記録を閲覧できます。また、その複写物の交付を受けることができます。

第8条（契約の終了）

利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者がやむをえない事情でサービスを提供できなくなり、1ヶ月の予告期間

において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 事業者は、利用者が故意または重大な過失により事業者若しくは相談支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけることによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況に改善が見込めない場合、本契約を解除することができます。

4 次の項に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が長期の入院等で長期間利用が無い場合。
- ② 利用者の居所が品川区外に移動した場合。
- ③ 利用者が亡くなられた時。

第9条（秘密保持）

事業者及びその従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 利用者に係る事業者との連携を図るなど正当な理由により、利用者またはその家族等の個人情報を用いる場に、あらかじめ利用目的を示した文書により同意を得た上で、個人情報を用いることが出来るものとします。

3 前項にかかわらず事業者は、利用者に医療上緊急の必要があると判断した場合には利用者及び家族等に関する必要な情報を関係機関に提供するものとします。

第10条（事故発生時の対応と賠償責任）

事業者は、利用者に対する特定相談支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに品川区、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産・信用等に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第11条（身分証携行義務）

担当職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時または利用者若しくはその家族から、提示を求められた時は、いつでもこれを提示します。

第12条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの苦情に対応する窓口を設置し、自ら提供したサービス利用計画に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

第13条（善管注意義務）

事業者は、法令を遵守し善良なる管理者の注意及び担当者の専門職性に基づく倫理規範をもってその業務を遂行します。

第14条（本契約に定めのない事項）

利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法、児童福祉法及びその他諸法令の定めるところに従い、双方誠意をもって協議の上定めます。

第15条（裁判所管轄）

利用者と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者

（事業所名） 品川区南品川障害児者相談支援センター

（所在地） 品川区南品川3丁目7番7号

（代表者名） 管理者 鴨志田 美保 印

利用者

（住所） _____

（氏名） _____ 印

代理人または立会人等

（住所） _____

（氏名） _____

